

ブラックスタート機能募集要綱 (2024 年度運用分)

2020 年 2 月 10 日

九州電力株式会社
送配電カンパニー

目 次

第1章	はじめに	1
第2章	注意事項	2
第3章	適用	3
第4章	用語の定義	3
第5章	募集スケジュール	4
第6章	募集概要	5
第7章	応札方法	7
第8章	入札価格	9
第9章	落札案件の決定	10
第10章	主な契約条件	11
第11章	ブラックスタート機能契約の締結	13

第1章 はじめに

- 九州電力株式会社送配電カンパニー（以下「当社」）は、当社の電力系統（離島を除く。以下同じ。）において広範囲に及ぶ停電等が発生した場合でも、外部電源より発電された電気を受電することなく、停電解消のための発電を行うことができる電源等（以下「ブラックスタート機能」）をブラックスタート機能募集要綱（以下「本要綱」）にもとづいて、入札により募集します。
- 本要綱では、当社の募集するブラックスタート機能が満たすべき条件、評価方法等について説明します。
落札後の権利義務関係につきましては、募集に合わせて公表するブラックスタート機能契約書【標準契約書】（以下「ブラックスタート機能契約書」、これにもとづく契約を「ブラックスタート機能契約」）を参照して下さい。
- 応札者は、本要綱に記載の作成方法のとおり、入札書を作成してください。

第2章 注意事項

■一般注意事項

- (1) 入札案件の優劣は、本要綱で定める評価方法に従って評価します。従って、本要綱にもとづき入札書を提出される事業者（以下「応札者」）は、入札書を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準拠して、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。また、審査過程において効率的な審査ができるように、読みやすく分かりやすいものを作成してください。
- (2) 応札者は本要綱に定める諸条件ならびに添付するブラックスタート機能契約書【標準契約書】の内容をすべて承認のうえ、当社に入札書を提出してください。
- (3) 本要綱に基づくブラックスタート機能契約は、すべて日本法に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものといたします。
- (4) 応札者が入札書に記載する会社名には、正式名称を使用してください。
応札者は、ジョイント・ベンチャー等のグループで入札をすることも可能ですが、グループ各社が日本国において法人格を有するものといたします。グループで入札する場合には、入札書において参加事業者すべての会社名および所在地を「(様式2) 応札者の概要」により明らかにするとともに、当社の窓口となる代表事業者を明示してください。この場合は、代表事業者を含むすべての参加事業者が連帯してプロジェクトの全責任を負うものといたします。
- (5) 本要綱にもとづき評価した結果、当社がブラックスタート機能契約を締結することを決定した応札者（以下「落札者」、当社とブラックスタート機能契約を締結した落札者を「契約者」）が第三者と合併、会社分割またはブラックスタート機能契約に関係のある部分を第三者へ譲渡するときは、あらかじめ当社の承認を受けるものといたします。なお、ブラックスタート機能契約承継の詳細な取扱いについては、ブラックスタート機能契約書を参照してください。
- (6) 落札者は、当社と協議のうえ、ブラックスタート機能契約を締結※していただきます。
※ ジョイント・ベンチャー等として応札、落札された場合で当該ジョイント・ベンチャー等が法人格を有していないときは、全参加事業者または代表事業者にて締結していただきます。
- (7) 応札に伴って発生する諸費用（本入札に係る費用、入札書作成に要する費用、ブラックスタート機能契約の交渉に要する費用等）は、すべて応札者で負担してください。
- (8) 入札書は日本語で作成してください。また、入札書で使用する通貨については円貨を使用してください。添付する書類等もすべて日本文が正式なものとなります。レターや証明書等で原文が外国語である場合は、必ず原文を提出するとともにその和訳を正式な書面として提出してください。
- (9) 入札書提出後は、入札書の内容を変更することはできません。ページの差替え、補足説明資料の追加等も認められません。ただし、落札者の選定にあたり、当社が追加資料の提出を求めた場合については除きます。

■守秘義務

応札者および当社は、ブラックスタート機能契約に係る協議を通じて知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならず、また自己の役員または従業員が相手方の機密を漏らさないようにしなければなりません。

■問合せ先

本要綱の内容に関するご質問は、下記の当社専用メールより受け付けます。なお、審査状況等に関するお問い合わせにはお答えできません。

当社専用メール：chouseiryoku_nyusatsu@kyuden.co.jp

第3章 適用

■本要綱は、当社が2024年度に活用するブラックスタート機能の入札に適用いたします。

第4章 用語の定義

電源分類・契約関連

- 契約電源等
- 非常用発電機等
- ガバナフリー運転機能
- 電圧調整機能
- 試送電機能

需給・発電機関連

- 全系統ブラックスタート

電源分類・契約関連

用語	定義
契約電源等	当社電力系統において広範囲におよぶ停電が発生した場合、一連の復旧を行ううえで必要な機能を具備する設備で発電事業者等が所有する設備。
非常用発電機等	契約電源等を起動するために必要な電力または動力を供給することができるエンジン発電機、圧油用水車、水車発電機、バッテリー等の装置。
ガバナフリー運転機能	発電機の回転速度を負荷の変動の如何にかかわらず、一定の回転速度を保つように、動力である蒸気および水量を自動的に調整する装置である调速機（ガバナ）により、系統周波数の変化に追従して出力を増減させる運転を行う機能。
電圧調整機能	一定の発電機端子電圧を保つように励磁電圧を自動的に調整する装置（AVR装置等）により、ブラックスタートからの系統復旧の過程で、負荷の変動が発生しても適正な電圧を維持できる機能。
試送電機能	停止状態にある電線路を低電圧で充電した後、徐々に運転電圧まで上昇させる機能。

需給・発電機関連

用語	定義
全系統ブラックスタート	当社電力系統において広範囲におよぶ停電が発生した場合、非常用発電機等を使用し、外部電源より発電された電気を受電することなく契約電源等の起動・発電を行い、系統の周波数と電圧を適正な範囲に維持し、復旧に必要な規模の発電所等の所内電力を供給すること。

第5章 募集スケジュール

- 入札実施の公表から、落札者とのブラックスタート機能契約に係る協議・締結までの予定スケジュールは以下のとおりです。
- 契約金額に係る覚書の締結については、容量市場の約定電源等決定後、別途、契約者にお知らせします。
- なお、スケジュールは変更となる場合があります。

日程	説明
2019年12月11日(水)	入札実施の公表および募集要綱案の公表
2019年12月11日(水) ～2020年1月9日(木)	募集要綱案に対する意見募集（RFC:Request for Comments）の受付
2020年1月10日(金) ～2月7日(金)	募集要綱の確定
2020年2月10日(月) ～4月9日(木)	入札募集
2020年4月10日(金) ～5月8日(金)	落札案件選定
2020年5月11日(月)	落札案件の決定
2020年5月12日(火) ～6月30日(火)	落札者とのブラックスタート機能契約に係る協議・締結
(2020年7月)	(容量市場メインオークション開始)
(2020年〔未定〕)	(容量市場の約定電源等決定)
(2020年度〔未定〕)	契約者との基本料金に係る覚書の締結

第6章 募集概要

■募集概要は以下のとおりといたします。

入札単位	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラックスタート機能の提供に必要な範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ■ブラックスタート機能を提供するために必要な範囲を入札単位といたします。 ■入札書は、入札単位ごとに「設備要件」に定める各機能を具備するユニットを提出様式に従い記入のうえ提出してください。
募集規模	<ul style="list-style-type: none"> ・4 発電所 	<ul style="list-style-type: none"> ■4 発電所を募集いたします。当社エリアの電力供給の復旧に必要な規模の発電所等の所内電力を供給するため、入札単位毎の出力が 9 万 kW 以上である必要があります。
ブラックスタート機能の提供期間	<ul style="list-style-type: none"> ・1 年間 	<ul style="list-style-type: none"> ■2024 年 4 月 1 日から 2025 年 3 月 31 日までの 1 年間といたします。
応札の条件	<ul style="list-style-type: none"> ・設備要件、運用要件、技術的信頼性を満たし、技術検討が完了している電源 	<ul style="list-style-type: none"> ■「設備要件」、「運用要件」および「技術的信頼性」を満たすこと、ならびに入札時点で当社の電力系統に連系していることおよびブラックスタート機能について技術検討が完了していることが必要です。 ■これらの要件を満たしていないと当社が判断した場合、その入札は無効といたします。
設備要件	<ul style="list-style-type: none"> ・機能、設備 	<ul style="list-style-type: none"> ■入札いただく範囲には以下のすべての機能・設備を具備していることが必要です。各機能の詳細については、別途協議を行うことといたします。 (1) 非常用発電機等 (2) ガバナフリー運転機能 (3) 電圧調整機能 (4) 起動機能 <ul style="list-style-type: none"> ・当社電力系統が広範囲の停電の状況にあっても当社からの指令で起動が可能であること。
運用要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ブラックスタート機能の維持 	<ul style="list-style-type: none"> ■ブラックスタート機能については、あらかじめ定める補修停止等の期間を除き、常時、使用可能な状態であることが必要です。
	<ul style="list-style-type: none"> ・定期点検、補修停止期間調整の応諾 	<ul style="list-style-type: none"> ■定期点検、補修作業等による計画停止を予定している場合、他発電所等の作業との重複等を避けるため、必要に応じて期間の調整をさせていただく場合があります。その場合、特別な事情がない限り調整に応じていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・不具合発生時の復旧対応 	<ul style="list-style-type: none"> ■不具合の発生時には、速やかに当社へ連絡のうえ、遅滞なく復旧できるよう努めていただきます。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術的信頼性 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 応札者が発電実績を有すること、または発電実績を有する者の技術的支援等により、ブラックスタート機能の提供を継続的に行ううえでの技術的信頼性が確保されていることが必要です。 ■ 「設備要件」および「運用要件」を満たしていることを確認するために、当社が以下の対応を求めた場合は、その求めに応じていただきます。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 試験成績書の写し等、発電機の性能を証明する書類等の提出。 ・ 現地調査および現地試験。 ・ その他当社が必要と考える対応。
-----	--	---

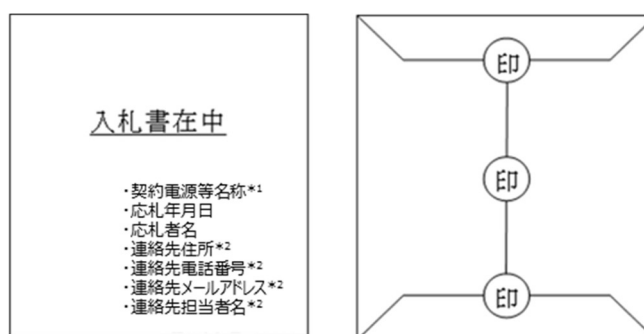
第7章 応札方法

■ 応札者は、入札書を募集期間内に2部（本書1部・写し1部）提出してください。

1 入札書の提出

ア 提出書類	提出書類 「（様式1）入札申込書」 および添付書類（「2 入札書への添付書類」を参照願います。）
イ 提出方法	提出書類は部単位にまとめ、一式を持参してください。なお、当社は入札書受領時に、受領証を発行いたしますので、持参者は本人の印鑑（認印で可）をお持ちください。
ウ 提出場所	福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州電力株式会社 送配電カンパニー 電力輸送本部 運用計画グループ
エ 募集期間	2020年2月10日(月)～2020年4月9日(木) ・ 受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前10時～午前12時および午後1時～午後4時とさせていただきます。 ・ 提出手続きを円滑に進めるため、お手数をお掛けいたしますが、ご提出の際には事前に当社までご連絡をお願いいたします。 <ご連絡先> 九州電力株式会社 送配電カンパニー 電力輸送本部 運用計画グループ 電話：092 - 761 - 3031（代表）
オ 入札を無効とするもの	・ 記名押印のないもの ・ 提出書類に不備もしくは虚偽の内容があったもの

・ 入札書類を提出する場合の封筒は、下図のようにしてください。



※1 同一の事業者が複数の案件を応札される場合は、それぞれ識別できる名称をつけてください。

（例）〇〇A、〇〇B

※2 入札内容の確認や落札案件の選定結果通知等に使用する連絡先を記載してください。

2 入札書への添付書類（様式のあるものは、別添様式に従って作成してください。）

- (1) 応札者の概要（様式2）
- (2) 発電設備の仕様（様式3）
- (3) 発電設備の主要運用値・起動停止条件（様式4）
- (4) 発電設備の運転実績（様式5）
- (5) 運用条件に係る事項（様式6）

※ 入札書および添付書類において使用する言語は日本語、通貨は円貨としていただきます。

※ 添付書類(1)～(5)は、該当しないものがあっても、「該当しない」旨を明記し、通し番号を記入のうえ、すべてを提出してください。

※ 添付書類(1)に関し、会社概要等のパンフレット等を添付してください。

3 その他留意事項

(1) 追加資料提出

・当社は、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

(2) 目的外利用

・提出資料および募集手続を通じて知り得た情報は、当社はブラックスタート機能契約以外の目的で使用いたしません。

第8章 入札価格

■入札価格は、以下のとおりといたします。

- ・入札価格は、契約電源等を維持するために要する年間費用（適正利潤を含みます。）から、卸電力市場への投入等による期待利潤（ただし、容量市場からの期待利潤は除きます。）を控除した値（円）としていただきます。
- ・消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたしますので、入札価格に算入しないでください。
- ・事業税相当額の取扱いについては、次の a、b を選択のうえ、「(様式2) 応札者の概要」で提示していただきます。
 - a 収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますので、当該事業税相当額は入札価格には算入しないでください。
 - b 収入割を含まない場合、料金支払い時に事業税相当額を加算はいたしませんので、それを踏まえた入札価格としてください。
- ※ 応札時に選択した事業税相当額の取扱いは、原則変更できませんので、あらかじめ税務当局へ確認する等、慎重な対応をお願いいたします。
- ※ 税制改正等の外的要因により応札者に適用される課税方式が見直された場合等は、事業税相当額の取扱いを別途協議により決定させていただくことがあります。

第9章 落札案件の決定

■落札案件の決定は、以下のとおりといたします。

(1) 落札案件の決定

- ・第6章 募集概要「応札の条件」の各項に適合しているかを、当社が入札書をもとに確認いたします。
- ・第6章 募集概要「応札の条件」の各項に適合している案件の応募が、募集規模を上回る場合は、入札価格が安価なものから落札案件を決定いたします。

(2) 落札案件決定後の手続き

- ・落札案件決定後、すべての応札者に結果をお知らせいたします。
- ・落札者は、2020年6月30日までに、当社と協議のうえ、ブラックスタート機能契約を締結していただきます。

第 10 章 主な契約条件

■主な契約条件は以下のとおりといたします。

(1) 契約期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結から全ての債務の履行完了まで 	<p>■契約期間は、ブラックスタート機能契約締結の日から当該契約にもとづくすべての債務の履行が完了した日までといたします。</p>
(2) 料金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本料金、従量料金 	<p>■以下の算定式により算出した金額を基本料金としてお支払いいたします。</p> <p>基本料金＝本募集の入札価格－容量市場から支払われる対価相当金額 ＝本募集の入札価格 －本募集で落札した契約電源等の主機の送電端出力 ×調整係数^{※1}×経過措置係数^{※2} ×2024 年度が実需給年度における当社電力系統エリアの約定価格(円/kW) ^{※3}</p> <p>※1 容量市場のメインオークションにおける期待容量を算出するための係数 (0.0～1.0 の数値。パーセント値で示された場合は 100 で除した数) をいい、電力広域的運営推進機関から電源等の区分により適用する値が公表される予定です。</p> <p>※2 容量市場のメインオークションにおいて、2010 年度末までに建設された安定電源および変動電源 (単独) を対象に、経過措置として定められた係数 (容量市場のメインオークションにおける容量確保契約金額の算定に使用する係数で、2024 年度は 0.58 (控除率は 0.42)、経過措置対象電源以外の電源は 1 とされている。) をいいます。</p> <p>※3 容量市場において市場分断が発生し、本募集で落札した契約電源等の主機が当社電力系統エリアのエリアプライスより高額で約定した場合には、その約定価格といたします。なお、当社が約定価格確認のため容量市場約定通知の提出を求めた場合は、その求めに応じていただきます。</p> <p>■上記算定式により算出した金額が負の値となる場合の基本料金は 0 円といたします。</p> <p>■上記により決定した基本料金を 12 で除した金額を、各料金算定期間 (毎月 1 日から当該月末日まで) の翌月 22 日 (当該日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日) までにお支払いいたします。なお、端数は 3 月分料金で調整いたします。</p>

		<p>■ブラックスタートによる電力供給に係る料金（従量料金）については、別途協議により定めるものといたします。</p> <p>■消費税等相当額は、外税方式によりお支払いいたします。</p> <p>■事業税相当額は、収入割を含む場合、料金支払い時に事業税相当額（収入割に相当する金額に限る。）を加算いたしますの、収入割を含む・収入割を含まない、いずれに該当するか、「（様式2）応札者の概要」で提示していただきます。</p>
(3) 契約解除	<p>・ 契約の遵守を著しく怠った場合、契約の解除が可能</p>	<p>■当社または契約者のいずれか一方が、次の各号のいずれか一つに該当したときは、何らの通知、催告を要せず、直ちにブラックスタート機能契約を解除することができるものといたします。</p> <p>イ ブラックスタート機能契約に定める条項に違反し、相手方に対し催告したにもかかわらず 7 日以内に当該違反が是正されないとき</p> <p>ロ 破産手続開始、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続その他の倒産関連法規に基づく手続開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき</p> <p>ハ 解散の決議を行ったとき</p> <p>ニ 監督官庁より営業の許可取消し、停止等の処分を受けたとき</p> <p>ホ 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形もしくは小切手が不渡りとなったとき</p> <p>ヘ 第三者より差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき</p> <p>ト 資産または信用状態に重大な変化が生じ、ブラックスタート機能契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められるとき</p> <p>チ その他、前各号に準じる事由が生じたとき</p> <p>■契約の解除によって損害が発生する場合、その責めに帰すべき者は相手方の損害賠償の責を負うことといたします。</p>
(4) 契約者の自己都合による解約または解除に伴う費用の申し受け	<p>・ 自己都合の解約または解除に伴う費用清算</p>	<p>■契約者の都合によって契約を解約または解除することとなった場合は、「(3) 契約解除」にかかわらず、当社は、代替手段を確保するために要した費用の実費の負担を契約者に求めることができるものとし、契約者は、これに応じていただきます。</p>

第 11 章 ブラックスタート機能契約の締結

- 落札者は、2020 年 6 月 30 日までに当社と協議のうえ、ブラックスタート機能契約を締結していただきます。